

令和 6 年 4 月 19 日

入札参加者 様

上越市ガス水道局
(管 路 課)

令和 6 年 4 月 1 日以降通知（公告）する建設工事の運用について（通知）

この度、ガス水道資材単価及び労務単価の改定に伴い、上越市ガス水道局が発注する建設工事について下記のとおり運用します。

なお、舗装工事については令和 5 年 7 月 10 日付通知の「令和 5 年 8 月 1 日以降通知（公告）する舗装工事の運用変更について」のとおり運用します。

記

1. 適用の時期

令和 6 年 4 月 1 日以降の入札通知及び入札公告分から適用

2. 改定内容

- ① 労務単価は、令和 6 年 3 月 20 日以降適用の「新潟県土木工事等基礎単価表」の価格である。
- ② ガス水道資材単価は、令和 6 年 2 月物価資料及び業者見積による最新単価である（令和 6 年度 [春] 資材単価一覧表）
※資機材単価（上記以外）は、令和 5 年 10 月 20 日以降適用の「新潟県土木工事等基礎単価表」の価格とします。
- ③ 適用歩掛は、令和 5 年度水道事業実務必携及び令和 5 年 10 月 20 日以降適用の積算基準（新潟県土木部）である。

3. 注意事項

- ① 労務単価と資機材単価の適用年月が異なる。
- ② 基礎単価の「見積単価」及び「軽量鋼矢板賃料」については、週休 2 日補正の対象外とする。